

わが国明治期の会社制度の展開過程・(続編)

吉 田 準 三

一、はしがき

さきに、筆者は、流通経済大学論集二六巻二号(一九九一年十月)に、「わが国明治後半期の会社制度の展開過程」という論文を掲載した。しかし、そこでは論じ切れなかつた点がいくつかあるので、それらをこの続編で論じる。

それらは次のような事柄である。

(一)明治二六年から明治三二年の間の旧商法会社編においては、合資会社の社員は、会社契約(定款)に特別の定めがない限り、有限責任であつたこと。明治二六年設立の三菱合資会社の定款には特別の定めがなく、したがつて、同社の社員は有限責任であつた。

しかも、明治三二年の新商法でも、その施行法で、既存の会社は従前の例によるとされ、そのまま有限責任が認められた。

(二)明治三八年一月の非常特別税法改正により、株式会社・株式合資会社と合名会社・合資会社の間、ほぼ二倍の税率格差が生じたにもかかわらず、三菱合資会社は、明治四一年に会社職制を改正し、鉱業・銀行・造船・庶務の四部を置き、それぞれ独立換算制とし、会社自体は合資会社のままにしたこと。三菱の株式会社化は、大正六年三菱造船・三菱製鉄、大正七年三菱鉱業、大正八年三菱銀行の順で行われた。

(三)安田財閥は、明治十二年、合本安田銀行となり、明治二六年七月、合資会社安田銀行となる。明治二六年の旧商法では、会社の名称に姓を名乗ると、その姓を名乗る社員は無限責任を負うと定められていたから、

安田姓の社員は無限責任を負うことになった。また、定款にも、「安田善次郎ハ第三者ニ對シテ無限ノ責任者トス」(第三条)と定めてあつた。明治三三年、新商法に則り、合名会社安田銀行となる。その際、それまで有限責任社員であつた藤田善兵衛・太田彌五郎を無限責任社員とした。

明治四五年一月、株式会社安田銀行となる。株主二十一名はすべて安田姓を名乗る。

その一方で、明治二〇年、安田保善社を設立し、それに安田家の財産を集中し、それを同家六、分家二、類家二の計十家に割当てて所有せしめた。後、明治四五年、安田保善社を合名会社組織とした。それらは、三井と同様に、節税と統轄を狙つたものであつた。

(四)三井直系三社(録行・物産・鉱山)の株式会社化に際し、三井の益田孝はその得失につき意見を述べている。それを検討すると、当時、株式会社不信の風潮があつたことがわかる。

(五)明治四二年の日糖・水産・日警事件により、会社法の不備が明らかとなり、それが明治四四年の商法改正につながつた。それらの経過をくわしく述べる。

(六)株式会社制度の発展にとつて、株式の売買取引をふくむ証券市場の発展が不可欠である。明治前半期におけるわが国の証券市場は、公債売買が中心であり、明治後半期になって、ようやく、株式売買も活発に行われるようになったが、それでも、明治二〇年代、明治三〇年代は鉄道・水運などの運輸株が中心であり、明治三〇年代末から明治四〇年代初めにかけて紡績株の比重が高まつた。明治四〇年代は株式取引所株の定期

取引が盛んになった。

二、明治期の三菱の企業形態

旧土佐藩の藩営事業・開成館（長崎商会、大阪商会）が、維新後、政府の自由主義経済体制へ移行する方針により各藩の商会所や蔵屋敷の営業が禁止されたので、⁽¹⁾明治三年九月限りで廃止され、土佐藩から分離されて、九十九商会という名の私商社として同年十月から発足した。土佐藩大阪藩邸の最高責任者であった岩崎彌太郎が九十九商会を指揮したが、表面的には、土居市太郎、中川亀之助が商会を代表した。⁽²⁾

明治五年一月に、九十九商会は三ツ川商会と改称した。それは、商会の実務の第一線に立っていた川田小一郎、石川七財、中川亀之助の名前に川の字が共通であったことから名付けられたとされている。⁽³⁾しかし、三ツ川商会の経営文書を見ると、岩崎彌太郎またはその名代の土佐屋善左衛門の名義で行っている。この点から考えると、三ツ川商会は最も重要な資産は岩崎が所有し、表面的な経営は、川田、石川、中川らが行っていたものとみられる。⁽⁴⁾

明治六年三月、三ツ川商会を三菱商会と改称した。⁽⁵⁾

明治七年、三菱商会の本店を東京に移す。⁽⁶⁾それまでは、大阪に本店があった。

明治八年五月、三菱汽船会社と改称した。それは、政府の民有民営海運の保護・監督政策にもとづき、その対象に三菱会社が選ばれたためであった。⁽⁷⁾

その一方で、明治五年八月、それまでの廻漕取扱所を発展的に解消して、日本国郵便蒸汽船会社が創立された。それは、半官半民の船会社であったが、明治七年の征台の役に際し政府の軍事輸送に協力しなかつたので、政府から見放され、明治八年六月、政府から解散を命じられ、その資産は政府に買上げられた。⁽⁸⁾

旧日本国郵便蒸汽船会社の資産その他が、明治八年九月十五日、政府が三菱会社に下附した第一命令書とともに、三菱会社に払下げられた。その第一命令書には、運航助成費、船員養成費の助成が定められていた。

⁽⁹⁾

明治八年九月十八日、三菱蒸汽船会社を郵便蒸汽船三菱会社と改称した。⁽¹⁰⁾

明治十五年二月、第三命令書下附。これには、三菱会社の兼業禁止条項がふくまれていた。⁽¹¹⁾

そのように、政府の手厚い保護・助成により三菱会社は日本一の海運会社となっていた。

ここで、九十九商会・三ツ川商会・三菱商会・三菱汽船会社・郵便汽船三菱会社の会社形態を考察してみよう。いずれの会社も、岩崎彌太郎の主導下におかれていたことは疑う余地がないが、九十九商会の時期は、なお、土居、中川らが表面に出て経営を行っており、岩崎彌太郎は陰の監督者の地位にいたものと思われる。⁽¹²⁾また、三川商会の場合は、貨客取扱依頼書に川田、石川、中川らの名前が代表となっているが、地所・家屋や船舶などの不動産売買については岩崎彌太郎本人またはその名代の名前で行われているところから、かなり、岩崎彌太郎中心の会社となっているとみなされる。⁽¹³⁾

その点について、三島康夫は、「明治四年」十一月に土佐藩は高知藩をへて高知県に再編成された。後藤象二郎や板垣退助、さらに廃藩置県の処理にあつた林有造らは、九十九商会を岩崎彌太郎が引き継ぐように説得している。九月になると林有造は再び岩崎に、土佐国民の便宜のために高知―大阪間の航路を維持する必要がある、そのために九十九商会を引き継ぐようにすすめているが、彌太郎は『我輩総裁之商社』にすることを主張し、両者の意見は当初は折合わなかつた。そして結局は、最初が岩崎と関係がないような形で出発し、ゆくゆくは『岩崎一箇之商会』にするという約束ができ、岩崎も同意した」としている。⁽¹⁴⁾

したがって、九十九商会は、まだ岩崎一箇之商会ではなかつたが、将来は岩崎一箇之商会にする含みをもって継承されたとみることができ。そして、三川商会も、そのような推移の過渡的状态にあり、ますます岩崎一箇之商会に近附いたものとみられる。

明治八年五月の大久保内務卿の海運政策建白書奉呈と太政官裁可によ

り、民有民営海運の保護・監督策が採用され、その適任者として三菱の岩崎彌太郎が推薦されているに及んで、三菱会社は岩崎彌太郎一箇之商会の色彩を強め、それが、明治十年、岩崎彌太郎が内外に宣明した「立社の体裁」によって、岩崎家の事業たる事が確立したとみられる。

立社の体裁¹⁵⁾

第一條 当商会ハ姑ク会社ノ名ヲ命ジ会社ノ体ヲ成スト雖モ、其実全ク一家之事業ニシテ他ノ資金ヲ募集シ結社スル者ト大ニ異ナリ、故ニ会社ニ関スル一切之事及ビ褒貶黜陟等都テ社長之特裁ヲ仰グベシ

第二條 故ニ会社ノ利益ハ全ク社長ノ一身ニ帰シ会社之損失亦社長ノ一身ニ帰スベシ……

かくて、土佐藩営事業の開成館から始まった事業体が、政府の民営化政策によって、藩や県から独立し、それが、さらに、政府の民営海運政策に乗って、岩崎彌太郎ないし岩崎家の事業へと転化していったのである。

明治十五年七月十四日、共同運輸会社創立発起人会開催。同月二六日、同社設立許可。政府の命令書が下附された。十月、六名の創立委員が任命され、発足までの間、取締役の職務を遂行することとした。明治十六年一月一日、共同運輸会社発足。三菱会社と猛烈な競争を行い、共倒れの恐れが出て来た。そこで、明治十八年一月、西郷従道農商務卿が両社に妥協を勧告した。それにより、両社の社長はそれぞれ答申書を政府に提出し、両社間で細目協定を結んだ。しかし、それは、三週間で破られた。¹⁶⁾

明治十八年二月七日、岩崎彌太郎病没。岩崎彌之助、三菱会社社長となる。両社の競争続く。明治十八年四月、農商務少輔森岡昌純が共同運輸社長となる。同年七月二八日、政府は共同運輸会社に合併のための株主総会を開くことを命じ、三菱会社にもその旨を伝達した。八月十五日、共同運輸株主総会は合併を承認、政府に合併を請願した。

明治十八年九月十九日、共同・三菱の合併会社として、日本郵船会社

が特許され、それに政府の命令書が下附され、同年十月一日、日本郵船会社が開業した。¹⁷⁾

その結果、海運業から「三菱の旗号」は倒れたが、日本郵船会社は結局三菱系の企業として発展した。同社の株式の約半数は岩崎家とその関係者が所有し、共同運輸側は多数の株主に分散していたからである。森岡昌純は明治二十七年に退陣し、その後は、三菱からの吉川泰二郎、近藤廉平らが社長となった。¹⁸⁾

明治十七年六月、官営長崎造船所が三菱に貸下げられ、¹⁹⁾それは、後に、明治二〇年六月、三菱へ払下げられた。²⁰⁾

これより先、明治十四年三月、後藤象二郎所有の高島炭鉱が三菱に譲渡されていた。²¹⁾

それらを受けて、明治十九年三月、岩崎彌之助三菱会社社長は、「弊社海運之事業先般日本郵船会社ニ引讓候ニ付而ハ、向後社名之儀単ニ三菱社ト相唱、高島炭坑並長崎造船所等之事業支配仕候間、為念此段御届申上候。」と届出した。²²⁾本社を南茅場町から霊岸島浜町に、さらに、神田淡路町二ノ十一に移した。

明治一九年、三菱社と改称した。

明治二六年十二月、三菱合資会社設立。

明治二七年一月一日、同社発足。その中外商業新報に載せた広告には、出資者として岩崎彌之助・同久彌各二百五十萬圓、有限、と表現されていた。²³⁾それは、明治二六年商法が、社名に姓を用いた社員は無限責任を負う(同法第三百二十九条)と定め、また、「社員ノ一人又ハ數人ニ對シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任カ金錢又ハ有價物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモノヲ合資會社ト為ス」(同法第三百三十六条)と定められていたことによる。つまり、明治二六年から明治三二年の間の合資会社は、原則的には、現在の有限会社のように全社員有限責任であったのである。社名に姓(氏)を用いた社員と定款に特別の定めをなした場合に無限責任を負った。三菱合資会社の場合は、そのいづれでもなかったから、出資者である彌之助・久彌はともに有限責任社員であった。

明治三二年、新商法が施行された。新商法では、「合資会社ハ有限责任社員ト無限責任社員トヲ以テ組織ス」とされた。(同法第百四条)ただし、同時に施行された商法施行法により、「商法施行前ニ設立シタル合資会社ニハ舊商法ノ規定ヲ適用ス」(同法第三十八条)とされたから、三菱合資会社はそのまま全社員有限責任が続いた。ただ、同法第三十九条には、「商法施行前ニ設立シタル合資会社ハ其取引ニ關スル一切ノ書類ニ商法施行前ニ設立シタル會社タルコトヲ示スコトヲ要ス」と定められていたので、その後、「明治二六年設立三菱合資会社」という名称が用いられることになった。(24)

税法と会社形態

明治二〇年、所得税法が施行されたが、同法は個人所得にのみ課税し、法人・会社には課税しなかった。(ほかに、明治十三年以来、地方税として営業税が課され、会社にも課税された。)

そこで、明治二六年、商法の一部として会社法が施行された際、三菱は合資会社形態を選んだが、それは、三菱銀行史(昭和二九年刊行、七二頁)に、「三菱社が合資会社組織を選んだのは、要するに、企業に法人たる性格を与え、利益・財産・責任の帰属を個人と区別し、然も事業の所有と経営を一致させて飽く迄個人事業たる特色を保つ為には、合資会社組織が最適であると考えた結果であろう。当時の合名会社三井銀行や合資会社安田銀行と異つて、三菱合資会社の社員が全員有限責任社員であったことは注目すべき点である」と記されているように、企業に法人格を与え、しかも、所有と経営を一致させて個人事業の特色を保ち、有限責任の利益が得られる形態として合資会社形態が選ばれたものと思われる。

加えて、同書一九一頁には、「個人には所得税が課せられているのに、法人の所得は無税であった。(法人所得税は、明治三二年以降賦課されるようになった)」と記されているように、個人と法人に税法上の格差があったことも影響しているよう。ただし、三菱関係の文書に、そのように節税のためとは記していない。それは、岩崎彌太郎の明治八年九月告諭、

明治十一年告諭に、「米国船ノ我内地通航ハ実ニ我帝國ノ一大辱ノミナラズ……」、「我社ノ盛衰ハ唯リ我私業ノ盛衰ニ止マラズシテ、其公益ノ消長ニ関スル殊ニ大ナリトス……」と述べているように、²⁵強烈なナショナリズムに燃えていたためであろう。そのような伝統は、岩崎小彌太にも引き継がれ、昭和二十一年十月、三菱本社の自発的解体を日本政府・大蔵大臣から要望された際、小彌太は、「国策の命ずる所に従ひ、国民として為すべき当然の義務に全力を尽したのであつて、顧みて恥づべき何もない。」として、その要望を拒否したところにも現われている。²⁶

明治三八年一月施行の非常特別税法改正により、株式会社・株式合資会社と合名会社・合資会社との税率格差が二倍となったとき、三菱は合資会社のままであった。それも、そのような経営方針によるとみられる。

明治三九年に彌之助の長男小彌太が留学から帰国し、三菱合資の副社長に就任し、翌四〇年に三菱両家の出資比率変更が行われた。

明治四一年三月、彌之助が死去した。

同年十月一日、三菱合資の組織改革が行われ、鉱業部、銀行部、造船部が置かれ、それぞれ独立採算の自主的経営組織となった。それは、今日の事業部制に近い組織形態である。なぜ、そのとき、三井のように株式会社化しなかったか。推測するに、岩崎彌太郎が「立社ノ体裁」で述べた「其実全ク一家之事業ニシテ他ノ資金ヲ募集シ結社スル者ト大ニ異ナリ」という公開株式会社化を拒否する伝統が強かったためであろう。

それでも、三菱も、大正六年三菱製鐵、同七年三菱鑛業、同八年三菱銀行をそれぞれ株式会社化し、株式を公開している。それは、明治末から大正初期にかけて、わが国における株式会社に対する社会的意識が、危惧から受容へ変化するとともに、大正初期わが国の産業が大きく発展し、より多くの資本を外部から調達する必要性に迫られ、税法も株式会社を一層優遇するようになったなどによる。

(大正七年所得税法改正で、合名会社・合資会社の最高税率は千分ノ百七十五、株式会社は千分ノ七十五となった。)

注

- (1) 三島康夫着『三菱財閥史(明治編)』教育社 一九七九年一月 三三頁
 - (2) 同書 三六頁〜三七頁
 - (3) 同書 三九頁
 - (4) 同書 三九頁〜四〇頁
 - (5) 日本郵船株式会社七十年史 昭和三十一年 六頁
 - (6) 同書 六頁〜九頁
 - (7) 同書 四〜五頁
 - (8) 同書 九頁(9)、(10) 同書一〇頁
- 政府の第一、二、三各命令書の詳細は、「岩崎彌太郎傳」下巻に載っている。
- (11) 日本郵船株式会社七十年史 一四頁
 - (12) 三島着 前掲書 三七頁
 - (13) 同書 三九頁〜四〇頁
 - (14) 同書 三七頁〜三八頁
 - (15) 三菱銀行史 昭和二十九年 六頁〜七頁
 - (16) 日本郵船株式会社七十年史 二〇頁
 - (17) 同書 二三頁
 - (18) 三島着 前掲書一一頁。
 - (19) 同書 一五七頁。(20) 同書 一六〇頁〜一六一頁。
 - (21) 同書 一三六頁。(22) 同書 一六七頁。
 - (23) 『三菱銀行史』 昭和二十九年八月、七四頁。(24) 『三菱社誌』第六卷明治三二年 三三三頁。(25) 三島着 前掲書 一四頁。(26) 三島康夫着『三菱財閥史(大正・昭和編)』教育社 一九八〇年 二二八頁。

三、安田財閥の企業形態

元治元年(一八六四年)三月、安田善次郎が独立して両替商・安田屋を開業する。

慶應二年(一八六六年)四月、日本橋小舟町に新屋を入手、安田商店と改称して両替商を営む。古金銀、金札の価値変動を利用して巨利を博

す。

明治二年(一八六九年)質商を兼営する。

明治五年二月、それまでの銭両替商から本両替商へ許可される。

明治六年、東京日本橋洋銀相場所発起に参加し、冥加金六十両差出す。

明治八年、関西方面との為替取組開始。

明治九年、金禄条例発布される。安田商店は、金禄公債・秩禄公債を抵当にとつて金を貸すことを始める。

明治九年八月、改正国立銀行条例制定。同年九月、安田善次郎ら第三国立銀行設立に動く。同年十一月、同行認可。安田一族の持株比率四〇%。しかし、国立銀行は、元来、発券銀行であり、商業銀行ではなかったため、明治十二年に国立銀行の設立認可打切りとなると、民間資金は私立銀行設立へと動いた。

明治十二年十一月、安田善次郎らの発起により合本安田銀行設立を東京府へ出願し、「人民相對ヲ以營業候儀ト可相心得事」として認可される。(1)

安田銀行六十年誌(昭和十五年刊)によれば、合本安田銀行の発起人は、安田善次郎のほか、安田姓の者四名となっており、また、株主は安田姓の者九名となっている。(2)そして、願書添附の安田銀行規則によれば、「當銀行ノ株主ハ無限責任トス(第五條)となっており、合本、株式組織、株式会社等と唱えることがあつても、その実、株主無限責任の合名会社類以の会社形態であつたとみなされる。それは、当時、大蔵省が先の私立三井銀行に株主無限責任を要求したのに倣つて、私立銀行はすべて株主無限責任でない」と認可しない方針をとつていたためである。

明治二三年、商法と銀行条例が公布され、翌二四年一月施行予定とされた。しかし、商法の施行が延期されたため、銀行条例の施行も延期された。その際、明治二三年十二月十五日付で、安田銀行は「既設合名會社之件」として、安田銀行を既設合名会社として扱ってもらえるかどうかを東京府知事に伺を立っている。(3)

明治二六年七月、会社法をふくむ商法の一部が施行された。それに伴い、安田銀行は合資会社安田銀行に改組された。明治二三年には合名會

社安田銀行とする荷が出されていたのに、なぜ合資会社に変えたかは不明とされている。^④

合資会社安田銀行契約書^⑤によると、出資者は安田善次郎のほか安田姓の者七名、それに安田姓でない藤田定次郎が加わっている。商法の規定により安田姓の者は当然に無限責任を負い、藤田定次郎は有限責任社員であった。その上、同契約書第三条に、「安田善次郎ハ第三者ニ對シテ無限ノ責任者トス」とあり、また、第廿六条に、「萬一非常ノ災害ニ罹リ本行ノ資産ヲ以テ社債ヲ皆済スル事能ハサル場合ニ遭遇スルトキモ亦利益配當ノ割合ニ從ヒ各自社員ノ特有財産ニ就其分擔額ヲ定ム」としており、藤田定次郎も資本金壹百萬圓中參萬圓を出資しているから、損失の百分の三を弁済する義務を負う契約となっていたとみられる。

明治二六年の合資会社安田銀行の会社形態は、社名に姓の安田をつけたことにより、安田姓の出資者八名を無限責任社員とし、藤田定次郎を有限責任社員とする合資会社形態であったとみなされる。しかし、第廿六条の特約により全社員無限責任の合名会社形態ともみられる。

明治三二年、新商法施行に伴い、安田銀行は、明治三三年六月、組織変更と増資を行った。明治三三年七月一日より、合名会社安田銀行となり、資本金を倍増して二百万円とした。^⑥合資会社安田銀行には、藤田善兵衛、太田彌五郎という有限責任社員がいたが、それらの二人から無限責任社員加入申込がなされ、それを社員総会で承認した。その結果、社員数は十三名となった。その後も、堅実経営を旨とし、配当の多さを競わなかったため、明治四四年末において、諸積立金は三九三万円に達した。^⑦それは、いわば、資本の自己増殖による成長であった。明治四五年一月、安田銀行は株式会社組織へ移行した。

明治四五年一月、總會において、安田善次郎は、次の如く述べた。^⑧
 「主なる理由は時代の要求とでも申しませうか凡て個人が大なる資本を集めて事をなすには自然合本といふことに致します。此合本組織は合名でも合資でも同じでありますが是等は僅かに個人から一歩進んだものに過ぎぬので之では到底不十分であることが社會の進歩に伴う趨勢であります。夫れで株式組織になりますと大資本を吸収し得る計りではなく、

法律命令等の干渉が合名や合資に比べて嚴重であると同時に社會の注意を惹くことが多い、社會の注目が嚴重であるから自然自らも氣を附けるやうになり社會からも監督さるゝやうになるから結局益々進行して行くに好都合であります。此點が株式組織の効力あるよき處と思ひます。夫れですから關係銀行の統一を圖るといふのも一つの理由であります。金融機關として資本を膨大して活動するのみならず社會からも大いに監視して貰うといふことに重きを置いたのであります。……只今の所關係銀行の數は十七行で其本支店を合せますと百六十二箇所でございます……」

つまり、安田善次郎は、株式社会化により、①關係銀行十七行の統一をはかる、②大資本の吸収、③社会的監視の受入れ、という三点をあげているのである。

しかし、それらの理由が誤りであるとはいえないが、さらに、合名会社から株式会社への轉換は、節税を目的とするものであった。
 明治三八年一月施行の非常特別税法改正により、社員・株主の數二十一人以上の株式会社・株式合資会社と合名会社・合資会社の間、二倍の税率格差が設けられ、その後、帝國議會で所得税法改正が審議されており、そのような税率格差は恒久化する見込みとなって来た。実際に、大正二年施行の所得税法改正でそうなった。そこで、三井などが銀行・物産・鉱山を株式会社化して、節税をはかった。

安田銀行もまた、株主二十一人の株式会社になることによつて、所得税を半減することを狙ったのである。株式会社安田銀行の株主は安田姓の者が丁度二十一人となつていた。^⑨そして、その株式会社化は、まず、明治四四年八月に新たに株式会社安田銀行を資本金百万円で設立し、それに旧合名会社安田銀行を合併することによつて、資本金壹千万円の株式会社安田銀行として、明治四五年一月一日より発足した。その間に、外部から新しい資本を受入れていない。依然として、安田一族の全額出資による閉鎖的株式会社である。そのような状況は、大正十三年の安田系銀行の大同同に至るまで続く。

なお、右の安田善次郎の講演の中で、企業の株式組織への轉換が時代

の趨勢であるとしていることが注目される。それは、明治期を通して、株式会社に対する社会の不信の念が強かったのが、明治末になって薄らいで来たことを意味する。そして、三井・三菱・古河・住友などが、一家一族の事業という観念を強くもち、なかなか、公開の株式会社へ転換し得なかったのと同様に、安田も形だけの株式会社へ転換したに止まった。

なお、安田銀行の株式会社化と同時に、安田保善社を合名会社とした。同社は、明治二〇年七月一日、私盟会社として設立され、同家六家、分家二家、類家二家の安田十家で構成され、安田一族の家産を統轄する機構であった。安田系各社の株式会社化に伴い、安田保善社は持株会社の性格をもつようになっていく。

注

- (1) 『安田保善社とその関係事実』昭和四七年 一〇頁
- (2) 『安田銀行六十年誌』昭和十五年 五二頁～五四頁。
- (3) 同書 九七頁～九九頁。
- (4) 同書 九九頁。
- (5) 同書 一〇〇頁～一〇四頁。
- (6) 同書 一二八頁。
- (7) 同書 一六四頁。
- (8) 同書 一六五頁。
- (9) 同書 一七一頁～一七二頁。

四、住友財閥の企業形態

住友では、明治八年に住友本店と称し、明治四二年に住友総本店と称したが、それらは住友家の中枢機構というだけで、個人企業に近いものであった。大正十年になって、ようやく、住友合資会社となる。昭和十二年になって株式会社住友本社となる。

住友系の会社でもっとも早く株式会社化されたのは住友銀行である。

明治前半期まで住友を主導して来た廣瀬幸平が、銅山とその関連事業に注力し、銀行業のような平易な事業には手を出すべきでないとしていた⁽¹⁾ため、銀行業への進出が遅れ、廣瀬が引退し、伊庭貞剛が主導するようになった明治二八年十一月、住友銀行が設立された。しかし、それは個人企業であった。そして、明治四五年二月、株式会社住友銀行になった。

住友の中心事業たる別子銅山は、住友家の家業として経営され、住友別子鉱山株式会社となるのは昭和二年のことである。⁽²⁾

住友電線製造所が株式会社化されたのは大正九年、住友鑄鋼所が株式化されたのは大正四年のことである。⁽³⁾

明治四五年三月一日、株式会社住友銀行設立登記完了。当初の株主は、住友吉右衛門十二万四、三〇〇株(株百圓、半額拂込)、住友姓の者七名、その持株合計二万二、二〇〇株、伊庭貞剛・鈴木馬左也ら職員十五名、その持株合計三、五〇〇株であった。それにより、税率半分の株式会社になった。

注

- (1) 作道洋太郎編著『住友財閥史』教育社 一九七九年二月 一一六頁。(廣瀬「半世物語」前掲書、一七〇～一七一頁)。
- (2) 同書 一三六頁。
- (3) 同書 一三七頁。
- (4) 『住友銀行史』昭和三〇年十一月刊 六二頁。

五、株式会社化に伴う得失に関する益田孝の意見

明治四一年、益田孝は欧米視察より帰朝した後、三井家同族会議長三井高棟に対し三井家営業組織改革意見書を提出し、それに、「株式会社二組織変更ノ利害得失」に関する意見書を添付した。⁽¹⁾

それは次の十項目から成っている。

第一、合名会社ニ比シ株式会社ヲ利ナリトスル要点ノ一ハ責任ノ程度

ニ在リ

つまり、合名会社の社員は無限責任を負うのに対し、株式会社の株主は出資を限度とする有限責任であり、責任に限度があるから有利であるということである。

第二、所得税ノ一例ニ付キ之ヲ比較スルニ、合名ハ所得ニ対シ千分ノ百二十五、株式ハ千分ノ六十二半ナレバ、正ニ半額ナリ

これは、すでに、しばしば強調して来たように、明治三八年一月施行の非常特別税法改正の結果、そうなのである。

第三、株式会社ハ常ニ計算ヲ公告スルヲ以テ収税吏モ之レニ満足セザルヲ得ズ、又株式会社ニ於テハ帳簿ノ検査ヲ恐ルコトナシト雖モ、合名会社ガ一旦収税吏ノ疑惑ヲ蒙リ帳簿ノ検査ヲ受クルトキハ非常ナル営業ノ妨害ニシテ、又失態タルコトヲ免レズ

第四、株式会社ニハ株式転換ノ恐アリ、然レドモ之ヲ予防スルニ、左ノ三方法ヲ以テスレバ十分ナリ

一 株式ノ売買譲与ニハ取締役ノ同意ヲ要スルモノトスル

二 株式ハ記名式トシ、株主名簿ノ登録及株券記名ノ書換ヲ権利移転ノ必要条件トナス

三 株券ハ記名本人ニ交付スルコトナク売渡委任状附トシ、全部之ヲ一定ノ場所ニ保管スベキコト(右ノ一及ビニハ定款ニ規定スルヲ必要トス)

第五、計算公告ノ義務ハ株式制短所ノ一ナリ、然レドモ三井銀行ハ既に其ノ慣習アリ、鉱山ハ公告ニ依リ何等ノ影響ナカルベク、独り物産ニハ外国関係アルヲ以テ多少ノ感動ヲ与フベシト雖モ、其ノ感動ハ必ずシモ悉ク不利益ナルモノトハ思ハレザル也

第六、株式制ノ第三ノ短所ハ、無限責任ヨリ有限責任ニ移ルカ為メニ生ズル世人ノ疑惑是レ也、則チ人ヲシテ疑惑ノ眼ヲ以テ三井ヲ觀察セシメ、三井銀行ノ預金者中ニハ或ハ引出シヲ試ムル者ナシト云フ可ラズ、此点ヨリ云ヘバ株式制実行ト同時ニ預金ノ一部ヲ払戻スノ覚悟アルコトヲ要ス

又物産ハ正金銀行其他内外ノ銀行ヨリ資金ヲ融通スルヲ以テ、此等ノ銀行疑惑ヲ抱クニ至ラバ、資金ノ融通上一時的ニセヨ困難アラシクコトヲ

覚悟セサル可ラズ

鉱山ハ何等ノ影響ナカラン

第七、株式制ノ第四ノ短所ハ異分子ヲ株主トナス必要アルコト是レ也、合名ノ社員ハ全部同族ナレドモ、株式ハ株主中ヨリ重役ヲ公選スベキヲ以テ、営業ノ衝ニ当ルベキ若干名ノ重役ハ之ヲ同族以外ニ求メザルコトヲ得ズ、従ツテ重役ニハ極メテ限ラレタル株式ヲ貸与シ、表面ノ株主タラシムルヲ要ス

第八、株式制トナスニ当リ資本ヲ増ストキハ、銀行ダケハ其ノ増加額ダケノ営業税ヲ負担スルコトトナル、即チ資本金ニ対シ千分ノ五ナレバ一千万円ノ増資トシテ年五万円也。

物産会社・鉱山会社ニハ其ノ恐レナシ

第九、同族会ガ其ノ名儀ヲ以テ財産ヲ所有シ得ザルハ、則チ法人タラザルヨリ生ズル一ノ欠点ナリ。現ニ同族会財産ハ、或ハ銀行ニ託シ或ハ一己人ノ名義ヲ借用スル等一時ノ便法ニ依頼スルノ外、確乎タル方法ヲ以テ整理スルニ至ラズ、今後夥シク増殖スベキ資産ニ対シ同一ノ方法ヲ以テ整理センハ他日混雑ヲ来スノ恐レアリ、然ルニ同族会ニシテ法人タルニ至ラバ、其ノ名儀ヲ以テ財産ヲ所有シ得ルガ故ニ至大ノ便利ヲ得ルコトトナルヘシ

之ヲ法人トナストキハ営業税ノ負担ヲ生ズ、……又株式会社トスレバ計算公告ノ義務ヲ生ズ、是レ短所ナリ

第十、合名会社ヲ株式会社ニ変更スル為メニ要スル費用ノ事

株式会社ヲ設立スル費用概算左ノ如シ

(甲)三営業店ノ資本金三千五百万円、同族会法人三千五百万円、不動産ハ記帳価格トシテ 八三四、四三七円

(乙)三営業店ノ資本金四千五百万円、同族会法人五千万円、不動産ハ記帳価格ノ五割増トシテ 一、一四二、三二二円

右実行に由リ生スル所得税ノ節約左ノ如シ

(丙)四十年都合名会社納税額 八〇六、一九四円

株式会社トスレバ 四〇三、〇九七円
即チ甲ニ対シ二年二ヶ月、乙ニ対シ二年十一ヶ月ニシテ相償ヒ得ベキ

計算ナリ

益田孝は、それまで合名会社であった三井銀行・三井物産・三井鉱山を株式会社化し、三井家同族会を合名会社とすることを主張し、株式会社化の利点として、有限責任制と所得税半減と収税吏に疑われなくなるという三つの点をあげ、その反面で、その欠点として、世間の不信を招く、計算公開、同族でない人間を株主・取締役とする必要がある、株式が転換する恐れ、銀行の増資による営業税の増加をあげ、さらに、同族会法人化により法人名儀で財産をもち得るようになり、財産管理がし易くなることをあげている。

以上のような益田孝の意見から次のことがわかる。

- (1) 当時、株主が有限責任であることから、世間は、株式会社に対し不信の念を抱いていたこと
- (2) 株式会社では、計算公告や異分子（同族外の人間）を株主・重役にしなければならず、また、株式が自由に売買されて株主が変わってしまう恐れがあることが、三井家として都合が悪いと思っていたこと
- (3) 収税吏は、逆に、株式会社の計算を信用し、合名会社の計算を信用せず、合名会社については収税吏による帳簿検査が行われることがあり、それが営業の妨害となること

明治期のわが国の会社制度を考える上で、世間が公開株式会社より、三井・三菱・住友・安田等の有力な商家の無限責任的事業形態（合名会社・合資会社・個人企業等）を信用しており、その一方で、それらの商家は閉鎖的な家業として事業を営むことに固執していたことを銘記する必要がある。

しかし、明治末から大正初期にかけて、非常特別税法と所得税法が株式会社の税率を半分にしたことにより、ようやく、産業会社や銀行の株式会社化が進展し始めた。そして、世間も株式会社不信を改め、逆に、一個人や一族による事業体は古くさく、時代遅れのものであり、むしろ、一族一家を離れた公開株式会社こそ、近代産業の企業形態であるという認識が生れてきた。

大正中半以降、事業会社は、続々、株式会社化され、その株式が公開され、財閥本社は純粹持株会社となっていく。

注

(1) 『三井事業史 資料篇三』 一九七四年 五八六頁～五九〇頁

六、日糖事件と明治四四年商法改正

明治三二年七月、外国との条約改正が発効し、治外法権の撤廃と税権（関税自主権）の回復がなされた。それに伴い、明治三〇年三月、関税率法が公布され、明治三二年一月一日より施行された。糖菓類の従価税率は二割五分とされた。

その一方で、明治三四年三月、砂糖消費税法が公布され、同年十月一日より施行された。それにより、砂糖・糖蜜・糖水百斤に付き一圓ないし二圓八十錢の消費税が賦課されることになった。

また、明治三五年三月には、輸入原料砂糖戻税法が公布され、同年十月より施行されることになった。同法は、原料砂糖（粗糖）を輸入し、一年以内に精製糖又は氷砂糖を製造した者に、砂糖輸入税を戻すとするものであった。

そのように、砂糖に関し、輸入関税・消費税・戻税等の政府の施策に關係する部分が増大したので、それらの施策を砂糖業界に有利にしてみらおうとして、大日本製糖（日糖）をはじめ、業者が政界に働きかけを行うようになって行った。

大日本製糖は、わが国における砂糖精製技術の草分け的存在であった鈴木藤三郎を中心にして、明治二八年、資本金三〇万円の日本精製糖株式会社が発足し、⁽¹⁾それが、逐次増資して、明治三九年、資本金一千二百万円の大日本製糖となったものである。⁽²⁾

しかし、明治三十年代後半、砂糖業が発展するにつれ、業界は新会社への参入などにより競争が激化し、必ずしも業況はよくなかった。そこで、日本精製糖支配人磯村音介、参事秋山一裕らは大阪の伊藤茂七らと連携

して、大阪の日本精糖株式会社、大里製糖所などの合併を策し、社長鈴木藤三郎に進言したが鈴木は賛成せず、明治三十九年七月の臨時総会で鈴木は退任した。

その後を受けて、磯村・秋山らは、合併・増資を行うとともに、新社長に、当時農商務省農務局長であった酒匂常明を迎えた。³⁾

さらに、名古屋精糖を買収したり、台湾工場の建設に着手したりしたが、それらの資金を借入金・社債等で調達したため、財政状態が悪化し、やりくりをしなければならなくなった。⁴⁾

輸入原料砂糖戻税法は、四〇年三月までの時限立法であったので、その延長法案の提出・可決を代議士に働きかけ、結局、四二年までと、四四年まで二回延長された。

大日本製糖は、競争相手を次々に買収して独占的地位を確立したが、生産能力は需要に比して過大となり、糖価が下落して業績は悪化した。そこで、今度は、砂糖官営化運動を行った。⁵⁾

日糖事件

いわゆる日糖事件が表面化したのは、明治四二年初である。

まず、明治四二年一月五日、萬朝報が、「大日本製糖破滅」と題して、「積弊暴露 大日本精糖會社は、舊臘株主總會に於いて大株主中より瓜生震(三菱派)、潮田方藏(三井派)、今井喜八(有志派)諸氏を監査役に選び、其の中瓜生氏は濫澤男の推薦にて常任監査役でふ内部目付掛に任ぜられたるが、其の結果精糖合同以来の積弊暴露し、大紛擾の後終に三大工場の操業を停止するに至り、場合によりては一大疑獄を惹起す可き形勢也」と報じた。

ここで積弊とされているのは、磯村らの重役が自社株(日糖株)の売買を行って利益を得たこと、考課状面を誤魔化したこと、磯村らの所有株を日糖に貸し、それを砂糖消費税の担保として供託し、しかも、日糖株の価格を一株八十円としたのが、四十円に低落し、その損失を会社に負担させたことなどである。そして、疑獄とは、代議士らに賄賂を贈り、瀆職させたこと、さらに、磯村・秋山両人が衆議院議員選挙に立候補し、

その選挙運動費を日糖が不当に支出したことなどをいう。⁶⁾

明治四二年四月十二日、大日本製糖重役・久米民之助拘引、同月十五日、日糖関係代議士五名召喚され、同年五月九日、日糖事件豫審決定、同月二五日、東京地方裁判所にて第一回公判開催、同年七月三日、瀆職代議士に重禁錮十ヶ月等の判決が下った。同月十一日、酒匂前社長ピストル自殺を遂げた。(それらは、萬朝報、東京日日、東京朝日、中外商業、都などの各新聞が報じている。なお、それらは、新聞集成明治編年史14明治42年〜明治45年 昭和十一年六月刊に収録されている。)

明治四四年商法改正

日糖事件のほか、明治四二年六月、「大日本水産株式會社創立委員長鹽谷方園が、その創立事務に従事中、明治三十九年八月十八日及十九日、創立事務所に保管せる株式申込證擔金中より金六千七百圓を取り出し擅に自己の用途に費消したり」(明治四二年六月二七日付 東京朝日新聞)という水産事件が起り、明治三二年商法の規定の不備が問題とされた。そこで、内閣は、明治四四年一月、商法中改正法律案を第27回帝國議會に提出した。その改正律案では、罰則を強化することにしていた。第二百六十一条では、「五圓以上五百圓以下ノ罰金過料ニ處セラル」となっていたのを、「五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス」としたのを始め、第二百六十一条ノ二以下七までを設けて、「五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス」ないし「一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」とし、また、第二百六十一条ノ八では、「收受シタル利益金ヲ没收ス」とした。

それらに対し、貴・衆兩議院で討議した結果、修正され、最高でも、「一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」(第二百六十一条)とされ、対象項目も削減された。中で注目すべきは、第二百六十一条の「左ノ場合ニ於テハ」のケース二に、「何人ノ名儀ヲ以テスルヲ問ハス會社ノ計算ニ於テ不正ニ其株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ」を掲げていることである。これは、自社株の取得または質權の目的として受取ることを罰するものであるが、それは、日糖重役が

砂糖消費税延納の担保として自分名義の日糖株を提供し、会社に損害を与えたような、いわゆる「預合」を防止するために設けられた条項である。

量刑を軽減することになったのは、「役員ハ地位名望ノアル人デアリマスカラ、故意デナクトモ前科者ニナルカラ、地位名望アル人ハ會社ノ重役ニハ眞ツ平御免ヲ蒙ルヨリ仕方ガナイ、サウ云フコトニナツテシマフ」(明治四四年三月六日、商法中改正法律案外二件委員會議録、宮古啓三郎議員の発言)等に見られるように、やたらに刑罰を科すと会社の重役になる人がいなくなってしまうように考えられたためである。

日糖、水産両社の重役の不正行為をきっかけとして、それらの再発防止のために重刑を科す法案が提出されたが、それは、修正されて、不徹底に終わった。

明治四四年商法改正において注目すべきことは、財産目録記載財産の価格表示法の改正である。

明治三二年商法第二十六条第二項に、「財産目録ニハ動産、不動産、債權其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要ス」とされていたのを、明治四四年商法改正では、同条項を、「財産目録ニハ動産、不動産、債權其他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其價額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス」とし、いわゆる財産評価に関する低価格法を採用したことがある。つまり、時価が取得価格・製作価格を下回ったときには、時価評価をして損失を表示すべきであり、逆に、時価が上回ったときは、取得価格のままを表示してもよいし、時価評価をして利益を出してもよいとしたのである。その利益には課税されるから、結果として、時価評価は行われず、時価・取得価格の低いほうの価格がつけられる。

それは、日糖が価格の下落した原料糖や製品の価格を高く表示して、考課状を誤魔化していたのを、今後は、防ぐためであった。

注

- (1) 日糖六十五年史 昭和三五年刊 六頁
- (2) 同書 九頁
- (3) 同書 八頁
- (4) 同書 九頁
- (5) 同書 一〇頁
- (6) 東京朝日新聞 明治四二年四月一四日付

七、明治期の証券市場と会社制度の推移

株式会社の本質は、出資持分を表す株式が自由に売買されること、ゾムバルトのいう資本の物化・商品化にある。したがって、株式の売買市場つまり証券市場の発展がなければ株式会社の発展もあり得ない。それでは、わが国明治期の証券市場はどうであったかという点、明治二六年七月の商法施行によって会社法制が確立されるまでは、株主の責任が有限か無限かがはっきりせず、したがって、株式の価格評価も確実には行えない状態であり、株式の売買は低調であった。それが、商法施行により株主の有限責任が保証されたので、株式の評価は会社の業績と配当にもとづき行えるようになり、ようやく、株式売買も活発に行われるようになった。その推移は、第一表に見る通りである。

(1) 明治十年代の証券市場

明治十一年五月に東京株式取引所が開設され、同年七月には大阪株式取引所が開設された。しかし、その取引状況は、第一表(その一)に見るように、九九%近くが公債の売買であり、一部、金貨・銀貨などの通貨の売買も行われた。もともと、明治新政府が取引所の開設に努めたのは、明治初期に政府が発行した諸公債が市中で街の金融業者などによって、不当に安い価格で買取られ、公債所有者が不利益を蒙っているのを防止し、公債の売買市場を確立して公債価格を適正に維持しようとしたものであった。

それが、明治十四年に始まる松方正義の紙幣整理、健全通貨、健全財政政策によつて健全化され、明治十五年に日本銀行が設立され、明治十八年五月から兌換日本銀行券を発行して、日本全国の統一通貨とし、それまでに発行された国立銀行券は明治三二年までに日本銀行券と交換・回収・償却されることとなった。

そのような通貨制度の改革・確立によつて、証券市場における取引の中心は公債から他の銀行株・鉄道株へと移つていく。

(2) 明治二十年代、三十年代の証券市場

明治二十年前後は、鉄道株ブームの時期である。日本全国に鉄道敷設熱が盛んとなり、明治十七年には日本鉄道株式が東京・横浜両株式取引所で取引されるようになり、

明治十七年平均相場（百圓当り）	
十八年	一四九圓
十九年	七五圓
二十年	一一四圓
	一六六圓

（いずれも東京株式取引所）

というように高騰した。また、日本鉄道新株も明治十九年六三圓が、明治二十年には一一八圓となるなど、急騰した。それにつれて、明治二十年には、両毛、水戸、阪堺、東京馬車などの鉄道株が上場され、活発に取引されるようになった。⁽¹⁾

その一方で、明治十七年設立の大阪商船株式、明治十九年設立の日本郵船株式などの水運株も取引されるようになった。

鉄道・水運株の株式取引高に占める割合は、明治二一年の九五・六%を最高として、明治三九年の五六・〇%まで、つねに株式取引高の過半を占め、株式取引の中心であった。それが、明治三九年の鉄道国有法により、全国の主要鉄道が国有化され、その代償に公債が発行されたので、再び公債取引が多くなる。

(3) 明治四十年代の証券取引状況

明治四十年代に入つて、株式取引の中心は、東京、大阪の両取引所株式に移る。

取引所株式は、一般の金融情勢が緩和されると資金が株式取引に流入して株式取引が活発となり、取引所の手数料収入が増加し、取引所の業績向上・配当増加となるので、取引所株式の価格が上昇する。そのように、取引所株式は景気指標株の役割を果たしていた。

明治時代の株式取引は定期取引が中心であった。定期取引は、各月末日を取引期日とし、三ヶ月以前より売買を開始し、各限月の末日に株券の提供または代金の支払を行う仕組である。なお、期限以前に転売買戻を行つて差金のみ決済することもできる。また、売買約定の際に代金の十分の一の証拠金を取引所に納めることとされていた。したがつて、所有資金の十倍の金額の証券売買ができた。それにより、取引所における売買取引を活発にし、かつ、公正な価格の決定がなされると期待された。しかし、現実には、少額の資金で多額の証券売買を行う結果、過当投機に走り、相場の乱高下をもたらすこともあった。そこで、定期取引の対象となる株式の銘柄としては、かなり資本金が大きい会社の株式に限定された。明治四二年十月現在、大阪株式取引所の定期取引銘柄数は一〇三種（うち、元株七〇種、新株三三種）であり、実際に日売買取引される銘柄は三〇〜四〇種に過ぎず、中でも、最も感んに売買される花形銘柄は数種である。⁽²⁾

とくに、明治十年代は公債、明治二十年代、三十年代は鉄道株が売買の中心であったが、明治四十年代になつては、東京株式取引所株式と大阪株式取引所株式などの取引所株が取引の中心となり、明治四三年の例では、東京株式取引所定期総出来高の二割六分（二六%）が東京株式取引所株式（当所株）の売買取引であり、「ヂキ」取引高に至つては、その総出来高の九割五分が当所株の売買取引であった。⁽³⁾（東京株式市場における「ヂキ」取引は、「即日現物」ノ授受ヲ結了シタルカ如ク装ヒテ其實互ニ預ケ合ヒヲ為シ、轉賣買戻ノ方法ニヨリ差金取引ヲ目的トスルモノであつた。⁽⁴⁾）

表二に見るごとく、東京株式取引所における売買高に占める受渡高の比率(受渡率)は、明治十九年以降五〇六%に低下し、明治四十年代に入っては、それが二〇四%にまで低下し、現物取引より定期取引・差金決済の比重が高まり、投機なしい賭博の場と化した。その結果、株式市場を通して産業資金を調達するという証券市場の資本調達機能は不十分にしか働かなかつた。

もつとも、それは、日本の産業が十分に発展せず、有力な産業会社の数が少なく、また、有力な産業会社は財閥の閉鎖的所有・支配の下にあったという事情と表裏をなすものであった。それが、明治末から大正中半にかけて、有力な産業会社が株式会社化され、さらに、その株式が公開されていくようになる。

注

(1) 日本帝國統計年鑑 第六回 明治二〇年 四五六頁 株式取引所百圓平均相場

(2) 田中太七郎著 増補 再版 日本取引所論 明治四四年 二二七頁〜二三六頁 定期取引の仕組についても、同書二七六頁〜二八四頁による。

(3) 同書 附録第八号 東株市場定期對「ヂキ」及ヒ東株對他ノ諸株賣買高比較表 備考

(4) 同書 二五一頁

表一 わが国明治期の証券取引状況(その一)

年	公債	銀行株券	会社株券	合計	公債の比率%
明治十二年	一一五、八七〇	二二三	一、七四五	一二七、六三八	九八・五
明治十三年	二二一、九〇四	二六	二、九三三	二二四、八六三	九八・七
明治十四年	三二七、四四四	三五八	二、三七九	三三〇、一八一	九九・二
明治十五年	一二九、六五〇	一三七	五八三	一三〇、三七〇	九九・四
明治十六年	七七、二八九	一二三	六四七	七八、〇五九	九九・〇
明治十七年	四〇、一八七	九五九	五、〇九八	四六、二四四	八六・九
明治十八年	二九、一六九	三八五	三、二九五	三二、八四九	八八・八
明治十九年	五三、四六八	一、九一四	四三、七二四	九九、一〇六	五四・〇
明治二十年	一、二〇四	五、二〇四	一二五、六七五	一三二、〇八三	〇・九

(単位千円)

第八回日本帝國統計年鑑 明治二十二年刊行 四五四頁 株式取引所賣買出来高による。
 明治十二年は東京、大阪のみ。明治十三年〜十七年は東京、大阪、横濱。明治十八年は東京、大阪、横濱、京都。明治十九年〜二十年は東京、大阪、横濱、京都、名古屋の各取引所。

表一 わが国明治期の証券取引状況(その二)

年	公債	銀行株券	鉄道株券	水運株券	紡績株券	その他会社株券	株式合計	鉄道・水運株の比率%
明治二十一年	二	四六	一、三六五	一、三三一	—	七七	二、八一九	九五・六
明治二十二年	三	三五	四、一〇八	一四七	二二七	三五四	四、八七一	八七・四
明治二十三年	一〇七	二八	二、一八三	二七	九四	一五一	二、四八三	八九・〇
明治二十四年	一	二一	一、五一八	九	一一三	二一	一、六九一	九〇・三
明治二十五年	六	九	九九五	一九	三六二	一一一	一、四九六	六七・八
明治二十六年	一四	一四	二、九八九	一七八	五〇三	五八七	四、二七一	七四・二

(単位・公債は千円、株式は千株)

日本帝國統計年鑑第十三回 明治二十七年刊行 六六六頁 株式組織株式取引所賣買高による。
 東京、京都、大阪三取引所の合計である。

表一 わが国明治期の証券取引状況(その三)

年	債	銀行	株	鉄	道	株	陸	運	株	水	運	株	紡	績	株	その他会社株	株式合計	鉄道・陸運の比率%	紡績の比率%	株その他会社株の比率%
明治二十七年	二四	—	—	三、五六一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三一	四、一八四	八五・四	四・六	七・四
明治二十八年	一八、一七三	六一二	—	四、三七七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五二六	六、三五二	六九・五	六・九	八・一
明治二十九年	二、九三三	三七〇	—	七、七六九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八二三	九、九八四	七七・九	一・六	八・二
明治三十年	二、二九九	一三九	—	八、四六六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、五三四	一一、六二五	七三・一	〇・六	一三・二
明治三十一年	一、五三九	一〇七	—	七、二三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八一九	九、二〇三	七九・〇	〇・七	八・九
明治三十二年	一一〇	一七一	—	九、九四一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六五〇	一一、五〇三	七九・五	〇・七	五・二
明治三十三年	八七	一一〇	—	八、九〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九九九	一一、五五一	七七・一	一・四	八・六
明治三十四年	三三	五三	—	三、九〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七四〇	六、〇〇〇	六五・一	四・三	一一・三
明治三十五年	六	四一	—	三、六九八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇六	五、四七九	六七・五	三・二	九・二
明治三十六年	五	二八	—	二、四〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三四三	三、四六一	六九・五	四・二	九・九
明治三十七年	三	二二	—	二、八五二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五二四	四、七八二	五九・六	三・八	一一・〇
明治三十八年	一〇	五〇	—	五、〇七五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一八九	一〇、四六三	四八・五	一八・五	一一・四
明治三十九年	七三四	二二〇	—	九、二八七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、三六八	二一、二六三	四三・七	二二・一	二〇・五
明治四十年	一七、七三三	二四五	—	五、二〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、六九五	二一、二三四	二四・五	二三・七	四一・〇
明治四十一年	一、一六〇	六〇	—	三、四二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七、七五三	一九、〇三八	一八・〇	三二・五	四〇・七
明治四十二年	二七、五八二	三	—	五、〇六一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、一〇六	二四、九六一	二〇・三	二一・九	五二・五
明治四十三年	一九、八九二	九四	—	四、九二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、九四六	二四、一七六	二〇・四	一五・四	五七・七
明治四十四年	一、五七七	九四	—	二、九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五、三〇八	二二、七七五	一二・七	一二・二	六七・二
明治四十五年	一一、五五一	二一五	—	二、二二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六、二〇二	二三、九七二	九・三	一四・四	六七・六
大正元年	一一、五五一	二一五	—	二、二二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六、二〇二	二三、九七二	九・三	一四・四	六七・六
大正二年	一〇・五七二	一六六	—	九三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四、一五〇	一八、一五二	五・一	九・二	七八・〇

明治二十七年〜大正二年は、第三十四回日本帝國統計年鑑 大正四年刊行 二八八頁〜二九一頁 株式會社組織有價証券取引所賣買高による。

取引所の数は、明治二十七年に四であったものが、明治三十一年に四四に達し、その後減少して、明治四十四年に十三、明治四十五年・大正元年に十一、大正二年に十三となっている。

この時期の株式の額面は、最高千圓、最低五圓であり、また、額面のうち、一部払込であり、残りの未払込株金は、取締役の裁量により、逐次払込ませるものであった。ここでは、額面金額や払込金額を考慮せず、単純に株数の合計を表示した。債券のうち、明治三十一年〜三十六年の間には、一部社債がふくまれている。

(単位・債券は千円、株式は千株)

表二 東京株式取引所株式取引状況

	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高	受渡率
明治11年	円 100	円 254.71	円 134.53	円 165.99	株 145	株 116	% 80.0
明治12年	100	302.80	180.00	247.59	3,462	984	28.4
明治13年	100	255.70	225.00	236.48	2,852	579	20.3
明治14年	100	329.00	213.00	258.75	4,672	643	13.8
明治15年	100	246.30	130.00	184.30	942	280	29.7
明治16年	100	226.00	154.00	182.60	1,599	399	25.0
明治17年	100	218.00	173.00	191.29	1,172	192	16.4
明治18年	100	220.00	159.00	183.69	1,663	234	14.1
明治19年	100	491.00	192.00	337.13	46,753	2,449	5.2
明治20年	100	435.00	212.00	298.09	29,461	1,728	5.9
明治21年	100	328.00	243.00	287.84	15,231	1,334	8.8
明治22年	100	378.00	257.00	298.44	6,605	847	12.8
明治23年	100	364.00	246.00	286.69	7,505	652	8.7
明治24年	100	313.00	233.00	276.45	3,571	408	11.4
明治25年							
明治26年	50	234.50	202.50	220.28	4,646	416	9.0
明治27年	50	314.00	155.00	243.90	38,368	2,683	7.0
明治28年	50	642.00	220.00	325.26	39,802	3,193	8.0
明治29年	50	658.00	320.00	449.78	68,098	3,730	5.5
明治30年	50	443.00	151.00	269.40	9,917	3,950	39.8
明治31年	50	199.00	119.00	165.62	116,417	6,342	5.4
明治32年	50	279.00	184.00	225.82	193,175	10,575	5.5
明治33年	50	218.00	134.00	169.92	114,365	6,725	5.9
明治34年	50	173.50	107.80	133.89	134,525	5,010	3.7
明治35年	50	256.50	120.80	183.37	219,780	12,690	5.8
明治36年	50	195.10	157.50	174.09	145,240	6,970	4.8
明治37年	50	191.80	125.00	165.23	212,650	8,590	4.0
明治38年	50	296.50	142.80	210.35	415,960	12,270	2.9
明治39年	50	514.95	165.95	308.94	642,820	23,780	3.7
明治40年	50	780.00	91.60	246.47	656,090	31,290	4.8
明治41年	50	155.30	90.30	116.73	848,960	19,880	2.3
明治42年	50	186.50	132.10	155.51	901,610	29,210	3.2
明治43年	50	246.20	160.90	214.53	1,036,300	42,210	4.1
明治44年	50	189.60	130.95	159.31	752,140	31,050	4.1
明治45年 大正元年	50	172.60	134.30	156.15	416,840	20,450	4.9
大正2年	50	162.60	131.25	143.30	339,630	11,270	3.3

出所：東京株式取引所五十年史 昭和三年